

岐阜県強靱化計画(素案)に対する県民意見募集結果

	該当箇所	意 見	県の考えと対応
1	Ⅲ 計画策定に際して想定するリスク	本計画が「起きてはならない最悪の事態」の対応の割には、水害の場合、平成11年以降のもののみなど小規模災害しか記載されていません。そのため、さらに過去にさかのぼり、より甚大な災害が岐阜県で発生したことを記載し、周知すべきと思います。東日本大震災の教訓も、「既往(過去に起きた)最大の災害発生を認識し、備えること」であったと思います。	ご意見を踏まえ、過去に発生した最大級の災害についても記載することとします。
2	計画(素案)について	長い間、誰にも管理されことなく放置されている空き家が多くあり、その中には倒壊の危険があるものも少なくない。また、地震が発生した場合は倒壊し、人命を危険にさらすだけでなく、復旧に支障が出る可能性が大きい。空き家対策を進める必要がある。	計画(素案)では、空き家対策として、大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携し、総合的な空き家対策を推進することとしております。ご意見の趣旨を踏まえ、実効性ある対策となるよう取り組んでまいります。
3	計画(素案)について	東海環状自動車道、東海北陸自動車道は、災害時には救助救援車両が通行する重要な幹線道路であるので、耐震性を確保することはもちろん、開通していない区間は早期に開通させるべきである。	計画(素案)では、道路ネットワークの整備において、災害直後から有効に機能する東海環状自動車道西回り区間や東海北陸自動車道四車線化などの高規格幹線道路をはじめとした主要な骨格幹線道路ネットワークを最優先で実施することとしております。ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、早期整備に向けて取り組んでまいります。
4	計画(素案)について	施設の老朽化対策に最新の知見を活用すべき。	高度経済成長期に数多く整備された橋りょうやトンネル、河川構造物、上下水道施設や公共建築物等の多くが更新時期を迎えつつあるなど、社会インフラの老朽化対策は喫緊の課題となっております。計画(素案)では、損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全型の維持管理を推進するなど、効率的・効果的に対応を図ることとしております。ご指摘の最新の知見の活用を含め、効率的・効果的な維持管理に取り組んでまいります。
5	計画(素案)について	大きな災害が発生した場合は、救急や消防など行政の救助をすべての被災者にいきわたらせるのは不可能であるので、日ごろから災害に対する心構えや防災意識を個人個人が高めていくことが重要であり、これに係る取組みを継続的に行うべき。	県では、従来から「災害から命を守る岐阜県民運動」として、県民の防災意識の高揚に努めているところ です。計画(素案)では、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による県民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることとしており、県民の自助実践を促進するため、各家庭での防災対策の周知啓発についてさらなる取組みの充実を図ることとしております。こうした取組みを県民運動として今後も継続してまいります。
6	計画(素案)について	災害に強いまちづくり、電線地中化、コンパクトシティに向けた取組みの推進が必要。	災害に強いまちづくりは、県民の生命の保護、県の重要な機能の維持、県民の財産等の被害の最小化といった、強靱化計画の基本目標を達成する上で重要です。このため、計画(素案)では、「国土保全」や「都市・住宅／土地利用」など各分野の施策を総合的かつ計画的に進めることとしております。こうした中で、ご指摘の電線地中化(無電柱化対策)については、推進方針として、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路においては、関係者と連携を図り、電柱建込禁止区間の指定を検討することとしております。また、コンパクトシティに向けた取組みにつきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、市街地再開発事業の推進等を通じて促進を図ってまいります。

	該当箇所	意 見	県の考えと対応
7	IV 脆弱性評価 「起きてはならない最悪の事態」の設定	東日本大震災において、避難方法が不適切であったり、避難所の設置が手遅れになったり、また施設準備が十分でないため、不十分な避難先での二次的な犠牲者が多く発生しました。避難所の設置は市町村事務の範疇とはいえ、起きてはならない最悪の事態にこのことが述べられるべきであると考えられます。	ご指摘のあった、不適切な避難方法や避難所の設置等による被害の拡大については、起きてはならない最悪の事態のうち「情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大」に係る脆弱性評価の中で評価しており、市町村を対象とした研修や、防災情報システムの整備などにより災害情報の正確かつ迅速な伝達体制を強化し、市町村による的確な避難勧告等の発令や避難所の設置、住民の適切な避難行動に繋げることとしております。 また、避難先での二次的被害については、「大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生」に係る脆弱性評価の中で評価しており、避難所の安全を確保するため、避難所等を保全するハード対策を重点的に実施するとともに、市町村等と連携し、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を図ることとしております。 県としましては、市町村と連携し、引き続きこうした取り組みの強化を図ってまいります。
8	IV 脆弱性評価 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	岐阜県内の多くの地域は農村と都市との混住化地域であり、農村地域と都市住宅地域の明確な区分ができない区域が広い。したがって施策分野を国土保全と農林水産に明確に区分すべきでは無い項目がある。『国土保全』の観点から同一のカテゴリーでとらえるべきと考える。 例示として、農業用排水機場は地域の排水対策に不可欠な施設であり、機能停止となれば単に農業生産の障害になるばかりか、公共施設をはじめ県民生活に重大な障害を発生する。農業用水利施設に関しても同様に、地域の基幹排水施設でもある。	強靱化計画を策定するにあたり、まずは本県の地域特性や想定するリスクを踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、関連する施策の取組状況を整理のうえ、各施策の強み、弱みを分析評価しました。この脆弱性評価結果をふまえ、今後必要となる施策を検討のうえ推進方針を整理し、国土保全など11の施策分野ごとに整理しております。 ご指摘の農業用排水機場や農業水利施設につきましては、「ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生」、「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」という「起きてはならない最悪の事態」に整理のうえ、脆弱性評価及び推進方針の検討を行ったうえで、「農林水産」の施策分野に整理したものです。 これらの施設につきましては、農業生産のためだけでなく、農村地域における湛水被害の未然防止、農地が有する保水効果等国土保全においても重要な機能を有していると認識しており、その旨推進方針の中に記述しております。 なお、それぞれの施策分野間には、ご指摘の排水対策など、相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるように十分配慮するよう、強靱化の推進方針の冒頭に掲げております。
9	V 強靱化の推進方針 (8)行政機能(消防人材・消防団員等の確保・育成)	本文中には団員の確保については記載されておりますが、育成についての具体的な記述がありません。私自身も消防団員であります。団員に対する教育・訓練ということに関しては、問題点が多くあり、今後さらに検討すべき課題と考えます。よって本文の中にも育成に関する方針を明確に示すべきと考えます。	計画(素案)では、消防人材・消防団員等の確保・育成として、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるための教育環境の整備を図ることとしております。 ご指摘の消防団員に対する教育・訓練につきましては、この方針のもとで具体的に検討してまいります。
10	V 強靱化の推進方針 (10)地域づくり・リスクコミュニケーション	地域の自主防災会と消防団との連携・情報の共有と言ったことも今後益々重要になると考えます。上記の消防団員の教育とも重なることですが、団員に防災士の資格を取ってもらい、消防団を退団後には地域の防災のリーダーとなっていってもらうというようなことを、今後はもっと推進すべきと考えます。	ご指摘のとおり、地域における連携・情報の共有は、地域防災力を高めるうえで重要であり、計画(素案)では、防災リーダーの育成やスキルアップなどを通じ、地域の人材を活用した防災教育、リスクコミュニケーションの充実を図るとともに、こうした防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備することとしております。 ご指摘の消防団員を退団された方の活用につきましては、こうした方針のもとで具体的に検討してまいります。

	該当箇所	意 見	県の考えと対応
11	V 強靱化の推進方針 (1) 交通・物流	当地域ではリニアの開業に合わせ濃飛横断自動車道の一部建設が予定されておりますが、広域的なネットワークの確保という観点から、下呂市までの全面的な整備延伸が必要と考えます。 当面は現道の国道257号線を併用する方針のようですが、当地域の国道は急カーブ・急勾配また日影による凍結ヶ所が多数あり、緊急な整備が望まれます。また迂回路の無い(狭小な市道はありますが)区間も多く、万一大災害が発生した場合には交通の寸断、孤立地域の多発等が予想されますので、濃飛横断自動車道として別ルートでの整備が望まれます。	計画(素案)では、道路ネットワークの整備において、濃飛横断自動車道も含め、災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークを最優先で実施することとしております。 ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、早期整備に向けて取り組んでまいります。
12	V 強靱化の推進方針 (10) 地域づくり・リスクコミュニケーション	建設業の担い手の育成・確保についてですが、地方の中小零細建設業者は本当に危機的状況にありますので、必要な公共投資予算の確保並びに発注時期の平準化を進めていただきたいと思います。 ここ数年同業者の倒産・廃業が相次いでおり、冬季の除雪・凍結防止剤散布などの業務も拡大傾向にあり、各社の負担(早朝や深夜での作業)も増加しております。今後はある程度の住民サービスの縮小も検討して行くべきではないでしょうか。	地域における安全・安心の確保や、災害時の迅速な復旧・復興において、建設業者には重要な役割を担っていただいております。計画(素案)では、魅力ある労働環境の整備や、工事施工時期の平準化などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援することとしております。 また、除雪体制については、除雪機材の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図ることとしております。 ご指摘の公共投資予算の確保や発注時期の平準化、除雪等の業務における負担軽減など個別の課題につきましては、上記の推進方針のもと、関係者と調整を図りながら対応してまいります。
13	はじめに(計画策定の趣旨) Ⅲ 計画策定に際して想定するリスク	本計画の想定リスクに原子力災害が位置付けられていないのは問題である。岐阜県地域防災計画との整合性をとるためにも原子力災害を位置づける必要がある。	国の国土強靱化基本計画においては、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予想されていることなどから、まずは大規模自然災害を対象とすることとされております。 本県におきましても同様に、ひとたび南海トラフ地震や内陸直下型地震が発生すれば甚大な被害をもたらすおそれがあること、台風や短期的・局地的豪雨に伴う風水害が本県において最も発生頻度の高い災害類型であることなどから、本計画においても、まずは大規模自然災害を対象とすることとしております。
14	Ⅱ 本県の地域特性	原子力災害に備えるため、岐阜県から250km圏内の原子力施設について図示するなどして明示するよう強く求める。	
15	V 強靱化の推進方針	原子力災害に備えるため、リスクとして想定される原子力施設の事業者とは施設の立地や施設の変更・稼働についての同意権や立ち入り調査権等を含む安全協定を締結することを方針に掲げるよう強く求める。 県民の生活と環境を脅かす放射性物質及び放射性物質に汚染された廃棄物等についても広く持ち込みを拒否する条例を早急に想定することを方針として掲げるよう強く求める。	